

岐阜県農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成 8 年 3 月
岐 阜 県

目 次

第1	基本的な考え方	4
第2	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項	
1	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項	5
2	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために 必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項	5
3	整備地区における農業資源の保健機能の増進を図るための 農用地等その他の土地利用に関する事項	6
4	整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項	6
5	その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し 必要な事項	7
第3	山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項	
1	山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項	7
2	山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする 施設等の整備に関する事項	8
3	その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項	8
第4	漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項	
1	漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項	8
2	その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項	8
第5	その他	
1	整備地区住民の気運の醸成	9
2	都市住民等との交流促進	9
3	広域的な連携の推進	9
4	国際化への対応	9
5	関係機関の支援	9
6	農作業体験施設等整備に関する支援措置	9

はじめに

1 基本方針策定の趣旨

国は、農村滞在型余暇活動に資する機能の整備の促進と農林漁業体験民宿業の健全な発達による、農山漁村地域の振興とゆとりある国民生活の実現を目指した「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」(平成6年法律第46号)を制定した。

この法律の中で、県は、「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を定めるものとしている。(法第4条第1項)

県においては、既に作成されている「岐阜県第五次総合計画」の”活力ある地域づくり”や「ニュー・リゾート基地構想」の”日本一住みよい岐阜県づくり”、「ぎふ21世紀農業ビジョン」の”魅力ある農村の構築”等も考慮した上で、「基本方針」を策定する。

2 内容

「基本方針」で定める内容は、以下のとおりであり、市町村が作成する「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画」(以下「市町村計画」という。)の指針となるものを定めるものとする。(法第4条)

- ・農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項
 - (1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項
 - (2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区(以下「整備地区」という。)の設定に関する事項
 - (3) 整備地区における農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の土地利用に関する事項
 - (4) 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項
 - (5) その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項
- ・山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項
 - (1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項
 - (2) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項
 - (3) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項
- ・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項
 - (1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項
 - (2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項
- ・その他

3 定義

基本方針の中で、機能の整備を促進していく農村滞在型余暇活動及び山村滞在型余暇活動、漁村滞在型余暇活動、農作業体験施設等については、下記の通り定義する。

農村滞在型余暇活動：主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動(法第2条第1項)

なお、農業には畜産に関する活動も含む。

山村滞在型余暇活動：主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林作業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動（法第2条第2項）

漁村滞在型余暇活動：主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他水産業に対する理解を深めるための活動

農作業体験施設等：農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であって農林水産省令で定めるもの。
（法第2条第4項）

森林作業体験施設等：森林作業の体験施設その他山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であって農作業体験施設等に準ずるもの。

漁業体験施設等：水産業の体験施設その他漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設で農作業体験施設等に準ずるもの。

第1 基本的な考え方

近年、自由（余暇）時間の増大・高度情報化・国際化・高齢化等が急速に進展する社会の中で、人々のライフスタイルは多様化・個性化し、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ・ゆとりある生活」を求めるライフスタイルへと変化している。特に都市住民にあっては、自然豊かで心の安らぐ農山村空間での農・森林作業体験等を通じた「人と人・人と自然のふれあい」に対する関心が高まりつつある。

本県には、美濃地域の海拔0メートルの平坦地帯から飛騨地域の3000メートルを超える山岳地帯に至る変化に富んだ豊かな大自然と、そこで営まれている多彩な農林水産業、長い歴史と風土の中で培われ伝承されてきた祭り・風習・郷土料理等、全国に誇る資源と人の温かさに恵まれている。

先に県で実施し、広く県民の夢を集めた「夢おこし登録」においても、自然豊かな農山村での農・森林作業を通じた体験学習の場の整備、特色ある郷土食の提供等、都市と農山村との交流を望む夢が数多く登録されている。これらの夢を県行政に反映させるため、県では平成3年10月に”日本一住みよい岐阜県づくり”を推進する「ニューリゾート基地構想」を提唱している。その構想の中で、地域資源の活用についての三守の原則「自然を守る・土地を守る・文化を守る」と、整備手法についての五原則「地元主義、全県対象・質の高い計画・超長期構想・県民総参加」を掲げ、「日本のハートランドぎふ」「世界のハートピアGIFU」づくりを目指しているところである。また、各市町村においては、地域の特色を活かした交流施設の整備、イベント等を通じた都市農山村交流による地域活性化を図っているところである。

これらを踏まえたうえで、地域農林業者が中心となり、地域全体の活性化を目指すことを基本原則に、都市住民等の心身のリフレッシュの場としての農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備促進に加えて、県土の82%を森林が占める本県の特徴を考え、山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備促進を、また豊かな水産資源を有する河川、湖沼を有する本県の特徴を考え、漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備促進を図る

ため、本基本方針を定める。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 機能の整備のあり方

機能の整備に当たっては、都市住民等に農業・農村への理解を深め、かつ、心身のリフレッシュを図る場所として、地域の特色を活かした多様な体験活動を提供するとともに、農業・農村の活性化に資するよう、次のような性格及び機能を有する地域の整備を目指すものとする。

ア 地域資源の保全と創造を図り、農業・農村の持つ資源と周囲の環境が一体となって、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい魅力ある農村景観を形成すること。

イ 農業・農村に関する体験施設、宿泊施設等の整備については総合的・計画的に行うこと。

ウ 農作業体験指導等、農業に対する理解を深めるサービスを提供するほか、地域の特色ある農業生産活動や自然資源、伝承されている郷土料理・工芸・祭り等地域独自の諸資源を活かし、多様な体験活動の場を提供すること。

エ 機能の整備が就業機会の確保、新規作物の導入、新規特産物の開発等による農業所得の向上など、農業や関連産業の振興に寄与すること。

(2) 機能の整備の進め方

機能の整備は、次の点に留意しつつ計画的・一体的な整備に努めるものとする。

ア 地域のもつ特色ある自然・文化・農業資源等を点検・発掘・創造し、それらを活用する。

イ 地域住民の合意と参加を基礎とし、自らの主体性と創意工夫を発揮する。

ウ 農産物（畜産物も含む）とその加工品の開発・生産・販売等を促進し、地域の農業及び関連産業等の振興に努める。

エ 施設利用者等の安全確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導、施設の運営を行う人材の育成に努める。その際、農産物加工、伝統技術等豊富な知識を有する女性・高齢者の能力活用も十分考慮する。

オ 農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観形成や優良農地の維持・保全等を図るため、地域の農業者等との調整により、秩序ある土地利用の推進に努める。

カ 自然環境の保全、農業の健全な発展、居住機能等集落環境との調和に配慮する。

キ 農業者や農作業体験施設等の運営者等の組織化を図り、主体的な取り組みを進めるとともに、農業団体、市町村等関係者との連携にも努める。

ク 関係団体との連携により、地域の花飾りに努める。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

市町村が計画の中で設定する整備地区は、次の要件を満たす区域について行うものと

する。

- (1) 農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第3条第1号から第3号までに掲げる土地（法律第2条第3項））が整備地区内の土地の相当部分を占めており、適正に管理、有効に利用されていること。
- (2) 自然環境の保全等に配慮がなされ、農業生産が行われている場とその周囲の環境とが相まって良好な農村の景観が形成されていること。
- (3) 農業的・自然的・伝統的地域資源が豊かで、整備をすることにより就業機会の確保、所得の向上等その地域の活性化が見込まれること。
- (4) 農村滞在型余暇活動への取り組みに対する地域的な気運が醸成されており、リーダー的人材がいること。
- (5) 当該地域が、農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により、指定された農業振興地域内にあること。
- (6) その他、整備地区の設定に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 農業者等の合意形成が図られており、農業者等の主体的かつ一体的な取組の下に整備が促進されると認められる地区であること。
 - イ 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ、機能を整備することにより、地域の特性を生かした多様なサービスの提供が行われると認められる地区であること。
 - ウ 市町村内に複数の整備地区を設定する場合には、各整備地区がそれぞれに特色ある機能の整備がなされ、かつ、有機的な連携のもとに、それぞれの成果の確保が図られるものであること。

3 整備地区における農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

農用地を活用した農作業体験、自然豊かな農村景観等が、都市住民等の心身のリフレッシュに資する農村資源の保健機能の増進を図るため、農用地等の利活用については、以下のことに留意する。

- (1) 地域固有の農村景観の保全を図るとともに、農業・農村の有する多面的な機能の十分な発揮を図る。
- (2) 良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用に関する措置等については協定（法律第6条で規定する協定）を締結することができる。
- (3) 協定の締結については、以下のことに留意する。
 - ア 地域住民の自主的な話し合いを基礎とすること。
 - イ 地域の実情に即し、地域住民の創意と工夫が反映されたものとなること。
 - ウ 協定の内容が土地利用を不当に制限するものとならないこと。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 農業者等が自らの創意と工夫を活かし、地域の持つ特色ある自然条件等を活かした

地域らしさを持った施設等の整備に努める。

- (2) 都市住民等が滞在し、農作業体験、農業者との交流、その他農業に対する理解の促進のための活動ができ、かつ、心身のリフレッシュが図れるよう、都市住民等のニーズに対応した多様な内容と形態を有する施設等の整備に努める。
- (3) 地域住民、他産業者の意向についても十分配慮するとともに、特に女性・高齢者の能力が発揮できる場の確保に配慮する。
- (4) 四季を通じて効率的な利用が図られるよう、既存施設を含めた総合的・計画的な配置・活用に努めるとともに、相互の有機的な連携方法や運営方法についても十分検討する。
- (5) 地域の自然環境の保全や農業生産との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、水質の保全等にも十分配慮する。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画及びその他農業の振興並びに農村の整備に関する計画との調和を図る。
- (2) 農作業体験指導等サービス水準の統一・向上を図ることにより、農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 加工体験施設、食堂、宿泊施設等での地域食材等の積極的活用、安定供給体制の整備等について、地区関係者の連携による取り組みを推進し、地域農産物の販売促進を図る。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 機能の整備のあり方

機能の整備のあり方については、第2の1(1)に準ずるが、そのほか

- ア 都市住民等が森林作業体験を通じて林業への理解を深め、自然(森林等)とのふれあいを体験できるよう、地域の特性を生かした森林資源を整備し、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観を形成すること。
- イ その整備が、林業所得の向上や就業機会の確保による林業や関連産業の振興に寄与するとともに、国土の保全等森林の持つ多面的機能を高度に発揮する森林地域を形成すること。

(2) 機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1(2)に準ずるが、そのほか

- ア 都市住民等の体験活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動との調和を図るとともに、林産物の生産・販売等、地域の林業の振興に努める。
- イ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を十分配慮するとともに、林業者等の創意と工夫を活用し、森林の多面的な機能の発揮に努める。
- ウ 森林作業等の体験については、地形・気象・植生等を十分考慮して地域を選定するとともに、適切な指導等により安全な体験をするための措置に努める。

エ 本県の美しい森林を活かし、森林・山村の活性化を目指す「グリーンフロント」推進構想との調整を図る。

オ 森林インストラクター、グリーンパイロット等の森林作業等の体験を指導・案内する人材の活用と育成に努める。

カ 林業等への理解の増進を図るため、岐阜森林愛護隊を活用する。

2 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項
森林作業体験施設等の整備に当たっては、第2の4に準ずるとともに、次の諸点に留意して行うものとする。

(1) 地域の豊かな森林資源を活かした個性ある施設の整備に努める。

(2) 木の文化の伝承、木材特に間伐材の利用等に十分配慮する。

3 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5(2)(3)に準ずるとともに、森林法等関係法令や地域森林整備計画、市町村森林整備計画その他林業の振興及び山村の整備に関する計画との調和を図りつつ、地域資源の保全、その他周辺環境の整備に努める。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 機能の整備のあり方

機能の整備のあり方については、第2の1(1)に準ずるが、そのほか

ア 都市住民等が漁業体験を通じて水産業への理解を深め、河川・湖沼とのふれあいを体験できるよう、地域の漁業共同組合等の協力のもとに、漁村滞在型余暇活動を行うにふさわしい水辺景観を形成すること。

イ その整備が水産業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保が図られること。

(2) 機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1(2)に準ずるが、そのほか

ア 地域の水産業と連携し、水産物とその加工品の開発・生産・販売等を促進し、地域の水産業及び関連産業等の振興に努める。

イ 漁村滞在型余暇活動の場にふさわしい水辺環境の維持・保全等を図るため、地域の漁業共同組合等の意向を十分配慮するとともに、秩序ある水辺環境整備等の推進に努める。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4に準ずるとともに、次の点に留意して行うものとする。

- ・地域の豊かな水産資源を活かした個性ある施設の整備に努める。

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5(2)(3)に準ずるとともに、関係法令や岐阜県内水面総合振興計画その他水産業の振興及び水辺環境の整備に関する計画との調和を図りつつ、地域の水産資源の保全、その他周辺環境の整備等に努める。

第5 その他

1 整備地区住民の気運の醸成

整備地区においては、地区が有する誇るべき各種資源と人の温かさ等を再認識し、自主的な活動により、地区をより一層魅力的なものにしようという気運の醸成に努める。

2 都市住民等との交流促進

農山村滞在型余暇活動機能の整備による農山村地域の活性化を推進するために、都市住民等への積極的なPR活動を実施するとともに、自治体、企業、団体等との組織的交流を図る。

3 広域的な連携の推進

整備地区または市町村は相互に連携し、有機的に結びついた体験活動の提供、効率的な人材の活用、効果的なPRに努める。

4 国際化への対応

国際的な草の根交流を図る「世界のハートピアG I F U」づくりを目指すため、国際交流を担う人材育成等にも配慮する。

5 関係機関の支援

市町村及び関係機関、農林漁業団体、観光協会等は、相互に連携して農林業者等に対して支援・指導を行うなど、農山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努める。

6 農作業体験施設等整備に対する支援措置

県・市町村は、農業者等の組織する団体が市町村計画に基づいた農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は、融資の斡旋に努めるとともに、整備地区における農業生産の基盤整備等の推進に当たっては、市町村計画の達成に資するよう配慮する。